

## 第22回熊本県本人確認情報保護審議会 議事録

1 日 時 令和6年12月18日(水) 午前10時から午前11時10分まで

2 場 所 熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室

3 出席者 <審議会委員>

上拂会長 朝田委員 奥村委員 倉本委員 徳村委員 前田委員 吉岡委員

<事務局>

市町村課 阿南課長 崎田主幹 西原主事 嘉悦主事 赤山主事

社会福祉課 松崎参事

4 議題等

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの概要について

(2) 報告事項

本人確認情報保護対策について

ア) 県の本人確認情報保護対策の取組み

イ) 市町村の本人確認情報保護対策の取組み

(3) その他

住民基本台帳ネットワークシステムに関する国の動向について

## 5 主な審議内容

【事務局】 第22回熊本県本人確認情報保護審議会を開催する。

委員総数7名中7名が出席。熊本県住民基本台帳法施行条例第11条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告する。

### (1) 住基ネットの概要について

【上拂会長】 本日の会議では、事務局から住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況のほか、県及び市町村における本人確認情報の保護対策に関する報告が予定されている。

まずは住民基本台帳ネットワークシステムの概要について、説明をお願いします。

[事務局説明：資料1及び別紙1～3]

### (2) 報告事項

#### ① 本人確認情報保護対策について

ア) 県の本人確認情報保護対策の取組み

イ) 市町村の本人確認情報保護対策の取組み

【上拂会長】 報告事項の本人確認情報保護対策について、事務局から報告いただいた後、委員から御意見等をお願いします。

[事務局説明：資料2]

【朝田委員】 内部運用監査、外部監査において指摘を受けた所属は具体的にどこか。また、外部監査の指摘事項として、住基ネットを利用しない職員も機密情報が記載された紙媒体を閲覧できる状態だったことが挙げられているが、その状態にあったことで実際に不正があったかどうかの確認はしているのか。

【事務局】 内部運用監査で指摘を受けたのは県北広域本部福祉課及び阿蘇地域振興局総務福祉課、外部監査では県央広域本部収税第一課、総務部自動車税事務所、球磨地域振興局用地課、上益城地域振興局福祉課、阿蘇地域振興局保健予防課であった。また、外部監査で指摘された「機密情報が記載された紙媒体」とは、本人確認情報ではなくPCのログインパスワードや照合IDが記載されたものであった。仮にそのパスワード等が分かったとしても住基ネットの利用には登録した担当者本人の静脈認証が必要なため、第三者等による不正利用は不可能なものであり、特段の確認は行っていない。

【朝田委員】 不適切な状況が監査等で判明した際に、それ以降の対応を改善することも大切だが、それまでに不正がなかったかを確認することも必要なのではと考える。

- 【前田委員】 庁内担当者研修会の参加者100人のうち、新規担当者の人数の割合は。
- 【事務局】 異動前の所属で住基ネット業務に携わっていた職員も含めて、今年度新規のID付与者が8割程度。なお、受講後は今年度の研修内容を各所属の未受講者とも共有し、そのことを市町村課に報告するよう求めており、最新の注意事項についても周知するよう努めている。
- 【奥村委員】 不正使用等が起きたときの対応手順マニュアルのようなものはあるのか。
- 【事務局】 庁内に対しては、県で作成している緊急時対応計画書を担当者研修会で配布し周知している。市町村はそれぞれの市町村において緊急時対応計画書等を作成している。
- 【倉本委員】 熊本市でも年に一度、緊急時対応の訓練を実施している。
- 【上拂会長】 市町村における運用改善等のための自己点検について、委託契約書に記載すべき条項が記載されていないという指摘があったようだが、具体的にどのような条項なのか。
- 【事務局】 住基ネットに関する保守委託契約に、原則再委託を禁止するという条項を設ける必要がある。県からは、令和7年度の契約更新のタイミングで見直すよう助言している。なお、実態として再委託はされていない。
- 【徳村委員】 監査で指摘を受けているのは、マニュアルに書いても研修を行っても発生するような、うっかりミスのように思う。マニュアルに書いたり研修を行ったりするほかに、なにか工夫が必要なのではないか。
- 【事務局】 不注意によるミスは住基ネットに限らず、特に行政においては気を使う必要がある。チェックを担当者任せにせず、上司は誤りがある前提で確認をするなど組織的な対応が必要。同じようなミスが出ないように、組織としての体制づくりを引き続き考えていきたい。
- 【吉岡委員】 アクセスログの検証について、3か月に一回1か月分ということだが、年間で見れば4か月分は検証するが8か月分は検証していないことになる。検証にあたる職員を増やすなど、漏れがないようにできないのか。
- 【事務局】 アクセスログの検証の件数や頻度は、県独自で定めて行っている。検案件数がかなり多い所属もあり、すべてのアクセスログを検証することはかなり難しい。アクセスログ検証のほかに、24時間体制で住基ネットをチェックする機関と委託契約を締結しており、例えば有名人を検索したなどあれば、直ちに連絡が来るような体制になっている。これまでにそういった事例はないが、アクセスログ検証はこのチェック体制に加えて追加で行っているもの。
- 【朝田委員】 監査で指摘のあった所属に対してはアクセスログ検証の対象件数を増やすなど、監査と調査の連携をとっていくことで、リスクに対しての意識も高ま

り、不正を防ぐことにもつながるのではないかと思う。

**(3) その他**

住民基本台帳ネットワークシステムに関する国の動向について

【上拂会長】 その他、住民基本台帳ネットワークシステムに関する国の動向について、事務局から説明をお願いします。

[事務局説明：資料3]

【上拂会長】 御質問や御意見はないか。なければ本日の審議会はこれで終了する。